

# 第110回 公文書管理委員会 議事録

内閣府大臣官房公文書管理課

## 第110回 公文書管理委員会 議事次第

日時：令和7年1月15日（水）10:28～11:25

オンライン開催

開 会

- 1 重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律の施行に向けた準備について
- 2 「行政文書の管理に関するガイドライン」の改正（案）及び「行政文書の管理に関する公文書管理課長通知」の改正（案）について
- 3 歴史的緊急事態に関する行政文書ファイルに関する調査について
- 4 各国立公文書館等の利用等規則の一部改正について（諮問）

閉 会

（出席者）

小幡委員長、伊藤委員長代理、上原委員、川島委員、木村委員、森本委員、葭葉委員  
笹川総合政策推進室長、藤本独立公文書管理監、矢作大臣官房審議官、坂本公文書管理  
課長、小池公文書管理課企画官  
高井政策統括官（経済安全保障担当）付参事官  
鎌田国立公文書館長

○小幡委員長 では、ほぼ定刻になりましたので、第110回「公文書管理委員会」を開会いたします。

本日は、私を含めまして7名の委員、専門委員がオンラインで出席となります。岩崎専門委員と南雲専門委員は欠席です。なお、上原委員は所用のため多少遅れて出席される予定です。そのほか、内閣府、国立公文書館が出席しております。また、議題1の関連で内閣府政策統括官（経済安全保障担当）から参事官が出席されます。

それでは、議題1に入ります。議題1及び議題2は、続けて説明の後、質疑応答・意見交換といたしたいと思います。

まずは議題1「重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律の施行に向けた準備」について、内閣府政策統括官（経済安全保障担当）、それから、内閣府公文書監理課から説明をお願いいたします。

○高井参事官 重要経済安保情報を担当しております内閣府の経済安全保障担当参事官の高井と申します。よろしくお願いを申し上げます。

重要経済安保情報保護活用法、いわゆるセキュリティークリアランス法については、昨年の9月のこの会でも一度私のほうから法律の概要について御説明をさせていただいたところでございますけれども、本日はその施行のための準備について御説明をさせていただきたいと思っております。

法律の概要のときにも御説明申し上げましたけれども、この法律は公布から1年以内に施行するというものでありまして、遅くとも本年の5月から政府で施行されることになっており、その施行に先立ちまして、施行のために必要な運用基準というものを閣議決定が定めるということが法律で定まっております。今この運用基準の策定に向けた作業を私どものほうで行わせていただいているという状況でございます。

今のステータスでございますが、法律ができました昨年の5月以降、5度にわたって有識者会議を開催させていただき、昨年末にはパブリックコメントを30日間実施させていただきました。可能であれば1月中にも閣議決定をして正式決定させていただきたいということで、本日お持ちいたしましたのは現在策定中の案文という段階でお持ちさせていただいております。また、全体が100ページ以上あるかなり大部なものでございまして、時間の関係もございまして、本日は公文書管理に関する部分について抜粋をして御説明をさせていただきたいと存じます。御疑問等がありましたら、質疑応答のお時間がありますので、その時間でよろしくお願ひ申し上げます。

まず、資料の1ページ、運用基準の全体の目次をお示ししております。これは法律の概要にのっとった構成でございまして、第1章で基本的な考え方、第2章で重要経済安保情報の指定ということで、政府として守らなければいけない情報の指定を行うということであります。

第3章で指定した情報について有効期間の満了、延長、解除等、ここには当然行政文書の取扱いについての規定が含まれることとなります。

第4章の適性評価については、情報をお渡しする方が信頼できるかどうかということについて一定の調査に基づいて評価を行う。

第5章の適合事業者に対する重要経済安保情報の提供は、政府が持っている情報を民間企業の方と共有するための手続について規定をしております。この部分については公文書管理とは直接関係ない部分と存じますので、若干説明は省略をさせていただきたいと思えます。

第6章として、全体の制度のガバナンスとして、実施の適性を確保するための措置というものを定めております。

7章、8章で雑則的なものを定めているというのが全体の構成でございます。

2ページ、基本的な考え方といたしまして、重要経済安保情報をしっかり守っていかなければいけないということと、その裏腹として、基本的人権を不当に侵害することのないようにすることといった全体的な法の運用に当たって留意すべき事項というものを規定しております。特に公文書管理との関係で申し上げますと、真ん中ほどに記載しております大きい2番の(2)でありますけれども、行政機関において法の運用に関する全ての者は、公文書管理法、情報公開法についても適正な運用を徹底し、国民に対する説明責任を全うしなければならないことを明記させていただいているものでございます。

3ページ、情報の指定であります。一番上に書いてあります第1節の指定の要件と書いてあるすぐ下の2行のところに指定の要件というものを青字で記載をしております。3つの要件を満たす情報について指定をするということですが、重要経済基盤保護情報該当性、非公知性、秘匿の必要性、この3つの要件を満たしたものについて、重要経済安保情報として指定をするということになります。

1つ目の重要経済基盤保護情報該当性は後ほど御説明いたしますが、非公知性については世の中に知られていないものであること、秘匿の必要性については、その情報が漏えいした場合に我が国の安全保障に支障を与えるものであるかどうかということで判断をいたします。

1つ目に申し上げた重要経済基盤保護情報該当性というものでありますが、4ページに具体的にどのような情報を重要経済基盤保護情報として考えているのかということをそれぞれの場合に応じて列挙しております。時間の関係で詳細の御説明は省略をさせていただきたいと思えます。

5ページ、今、御説明した指定の要件を満たすものについて指定をするわけですが、真ん中ほどの第3節の指定の手続というところを御覧ください。これは行政機関の内部におきまして、行政文書の管理も含めた指定した情報をどう管理するかということについて体制の整備について定めております。

まず、行政機関の長、これは基本的には各省の大臣とお考えいただければと思えますけれども、行政機関の長が局長級の職員の中から重要経済安保情報管理者を指名いたしますと、この重要経済安保情報管理者という者が例えば先ほど御説明した情報を指定した場合

には、重要経済安保情報指定書というものを作成し、指定の理由、有効期間等について具体的に記述をすることとし、また、指定管理簿というものを作成いただくこととなります。さらに指定したものについては、文書に重要経済安保情報と表示をすること、さらに指定の有効期間、満了日等については情報を取り扱う者に周知をするという旨を定めているところでございます。

次に、6ページは指定の有効期間の満了、延長、解除について定めている部分でございます。指定の有効期間については5年以内で、行政機関の長が適当と認める期間を定めることになり、有効期間が満了を迎えるたびに改めて指定の要件、先ほど申し上げた3つの要件を満たしているかどうかというものを改めて点検をすることになっております。その上で、要件を満たさない場合には有効期間が延長されず満了ということになり、満了した場合には、先ほど申し上げた重要経済安保情報という表示を抹消いたします。また、満了した旨について関係の取扱者に周知し、先ほど御説明した指定管理簿にもその旨を記録することになります。

また、真ん中ほどの第2節、指定の解除とありますのは、有効期間の継続中であっても3要件を満たさないことを認めた場合には、有効期間の途中であっても指定を解除することと定めております。これによって要件を満たさないと認めた場合の措置については先ほどの有効期間の満了と同様でありまして表示を抹消し、関係者に周知をし、指定管理簿にその旨を記録するといった手続を行うこととなります。

こういったことによりまして、指定が解除されたり、満了した書類・文書についてどうなるのかということが一番下の第3節に記載しているものでございます。有効期間は先ほど5年以内と申し上げましたけれども、5年ごとに延長することは可能です。そうしたことで指定の有効期間が通じて30年を超える重要経済安保情報については、満了解除した後には歴史公文書等として国立公文書館等に移管するということを明記しております。

また、通じて30年以下の重要経済安保情報であっても、通じて30年を超える場合には内閣の承認が必要と法律に規定をされておりますが、この内閣の承認が出られなかったことによって30年を超えなかったものがございます。そういったものについては国立公文書館等に移管するということを明記しております。それ以外のものについては、通常の公文書の取扱いの原則と同様、国立公文書館等に移管するか、内閣総理大臣の同意を得て廃棄するということになるわけですが、通じて25年を超えて重要経済安保情報として保管していた文書については特に慎重に判断、特に慎重に判断というのは同意廃棄ではなくて国立公文書館等への移管を考えるという意味で慎重に判断と明記をさせていただいております。

7～10ページにつきましては、先ほど少し御説明した適性評価、お渡しする方の信頼性を確認する手続、それから、民間事業者の方にお渡しする場合の手続について規定をしたものでございまして、公文書管理とは直接の関係がございませんので省略をさせていただきたいと思っております。

11ページは法の施行の適正を確保するための手続、あるいは仕組みということでございます。上半分の黄色の枠に囲ったところに内閣府独立公文書管理監と書いてございます。現行の特定秘密保護法におきましても、内閣府独立公文書管理監におきまして秘密の指定が法律に基づいて行われているかどうかということについて検証・監察を行っていただいておりますが、重要経済安保情報の制度についても同様に、内閣府独立公文書管理監において検証・監察をしていただくということを考えております。

内閣府独立公文書管理監は、必要な場合には行政機関の長に対して資料の提出、説明を求める。あるいは場合によっては行政機関の長に是正を求め、行政機関の長は適切な措置を講じた上で、その措置について報告をすることについて明記しております。

また、今御説明した内閣府独立公文書管理監を含めまして、行政機関においては取扱い業務者が通報する窓口を設けまして、不適切な指定でありますとか、行政文書ファイルの管理が不適切になされていると考える場合の通報窓口を設けることにしています。

最後に12ページ、これは国会との関係でございます。私どものほうで年に1回、この法律の運用状況については、有識者会議の意見を付した上で国会に毎年報告をするという形にしておるということでございます。

以上、時間の関係で雑駁な御説明で大変恐縮でございますが、重要経済安保情報保護活用法の運用基準の案について御説明をいたしました。私からの説明は以上でございます。○坂本課長 引き続き公文書管理課から、ただいまの担当室の御説明を踏まえまして、行政文書ガイドライン等における秘密文書等の管理に関する規定の整理について御説明をさせていただきます。

本日まで、重要経済安保情報保護活用法と運用基準案について説明をいただきましたが、基本的に現行の特定秘密保護法の体系にならって立案されていると理解しているところでございます。そして、情報が記録された行政文書につきましては、当然公文書管理法が適用されるわけでございますけれども、その秘密文書としての管理については、特定秘密の場合と同様に、法令及び運用基準とそれを踏まえた各省の保護規程により管理が行われるものと理解をしております。

この点を踏まえまして御説明いたしますが、まず、資料1-2に昨年9月に御説明した現行の秘密文書等の管理についての整理をお示ししております。

現行の特定秘密につきましては、現行ガイドライン等の中では、右図のとおりでございますけれども、特定秘密を記録する行政文書を除く一般の行政文書と特定秘密とは別立ての整理としているところでございます。すなわち、一般の秘密文書につきましては、中ほどの囲みに「秘密文書」とありますけれども、機微度に応じて極秘文書と秘文書に分けまして、指定者でありますとか指定期間、保存方法等についてガイドラインで規律をして、それを踏まえて各省庁で秘密文書の管理規定や管理要領を定めて管理をされているところでございます。

これに対して特定秘密を記録する行政文書につきましては、その上の囲みにございます

が、秘密文書としての管理は、特定秘密保護法、施行令、運用基準、それから各行政機関の特定秘密保護規程により行われておりますので、図のように別立てとして整理をしているものでございます。

1枚進んでいただきまして、今般、新たに重要経済安保情報が設けられますが、情報が記録された行政文書の秘密文書としての管理につきましては、特定秘密の場合にならう形で法令及び運用基準、それから今後定められることとなりますけれども、各行政機関の保護規程によって管理されるということでございますので、右図に赤字で加筆をしておりますが、特定秘密と並べて、一般の秘密文書とは別立てとする整理を行う必要があると考えております。

そのために、具体的には下の「改正の概要」にある4点の改定が必要であると考えております。

1つ目のポツにございますが、行政文書の管理に関するガイドラインの第10に秘密文書等の管理についての規定がございます。それから、課長通知1-9という秘密文書等の管理を定める通知がございますが、これらにおきましては、現行では、御説明したような特定秘密を記録する行政文書と一般の秘密文書についての管理を区分した管理の大枠を規定しておりまして、ここに特定秘密と並べて重要経済安保情報を位置づける必要があると考えております。

それから、課長通知1-6「行政文書の保存期間の延長、移管、廃棄について」は、保存期間満了後の行政文書の取扱いについて定める通知でございます。こちらでは、現行では、特定秘密である情報が記録された行政文書をまとめたものを特定行政文書ファイルと申しますが、これについても一般の行政文書ファイルと同様にレコードスケジュールの設定・確認を行う必要があること、それから、保存期間満了後に廃棄する場合には、独立公文書管理監の検証・監察を受けた上で、公文書管理法に基づきまして内閣総理大臣の同意を得なければならないといったことが規定されております。ここに今般、重要経済安保情報の行政文書ファイルというものが出来上がってまいりますけれども、これを位置づける必要があると考えております。

一番下の課長通知2-3「共有フォルダにおける行政文書の電子的管理に関するマニュアル」は、電子公文書に関する通知でございます。現行では、特定秘密を記録する電子の行政文書につきまして、各行政機関の保護規程等に基づきアクセス制限等の措置を講じるといったことを規定しておりますが、ここに重要経済安保情報についても同様に措置を講じるように位置づけていくことが必要と考えております。

こうした改正の具体的な案文につきましては、本日の議題2のガイドラインや課長通知の改正案のところで、本件以外の軽微な改正事項と併せて、この後続けて御説明をさせていただきますと思います。

一旦御説明は以上でございます。

○小幡委員長 ありがとうございました。

今の議題1の質疑応答と意見交換につきましては議題2と重複するところがありますので、議題2の説明を受けた後、議題1、議題2と併せて時間を取りたいと思っております。

それでは、次に議題2に入ります。「行政文書の管理に関するガイドラインの改正案及び行政文書の管理に関する公文書管理課長通知の改正案」について、内閣府から説明をお願いいたします。

○小池企画官 資料2-1の概要紙を御覧いただければと思います。今回お示ししていません改正案については、大部分は重要経済安保情報保護活用法関連のものでございますけれども、それに加えまして1点、本年4月1日に官報の発行に関する法律が施行予定となっております。本法の施行に伴いまして、官報が電子的に発行されることとなることから、官報が紙媒体であることを前提とした規定である「官報の写し」という文言に所要の改正を行う必要があるというものでございます。

この点に関しましては、官報法を所管しております内閣府の担当室からも全省庁的な見直しの要請というものがございまして、今回のような点に関しては官報の写しを官報に改める旨の方針が示されたところがございます。具体的には後ほど箇所を示しますが、ガイドライン別表第1における「業務の区分」欄に対応する「具体例」の中に「官報の写し」という文言がございますので、そちらを「官報」という文言に変更するといった内容でございます。

それから、令和7年の5月16日に重要経済安保情報保護活用法が施行予定であることから、ガイドライン及び課長通知の中にある秘密文書等の管理に係る項目として、特定秘密並びに重要経済安保情報等を追加するというものでございます。詳細は2-2と2-3をお示ししながら具体的な修正箇所を御案内したいと思います。

まず、2-2がガイドラインの改正案でございます。1ページにも一部ありますけれども、2ページ目から御覧いただいたほうが全体像を把握いただけるかと思っておりますので、2ページ目から御紹介したいと思います。

まず、全体を通しての修正の見方ですけれども、基本的に旧からの変更部分を赤字にしております。ですので、追記する部分は赤字となっておりますけれども、一部名称変更等があった部分もございまして、そういったところは旧の部分も赤字になっております。

まず、第10の部分ですけれども、こちらが秘密文書等の管理に関する箇所でございます。これまで右側の旧部分が2つに分かれていたところですが、1が特定秘密である情報を記録する行政文書の管理、それから、2つ目のところで特定秘密以外の公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書、すなわち一般的な秘密文書の管理といった建て付けになっておりました。

左側が今回の改正案でございますけれども、1の中で特定秘密と横並びで重要経済安保情報を記録する行政文書を入れ込む形にいたしているところでございます。内容としては特定秘密のものと同様、重要経済安保情報を記録する行政文書についてはこの定めのほか、重要経済安保情報保護活用法、施行令、運用基準、それから、各行政機関が定める保護規

程に基づき管理するものとするとしていただいております。

また、3 ページ目の別表第 1 のところでございます。こちらに行政文書の保存期間基準を示しております、この中の具体例に「官報の写し」という文言がありましたので、こちらを「官報」に修正するといった内容でございます。

続きまして、資料 2 - 3 が課長通知の改正案でございます。重要経済安保情報保護活用法に関連する課長通知としては、先ほど御案内しましたとおり 3 点ございまして、基本的に特定秘密と横並びで入れていく改正内容、整理上の修正となっております。

まず、課長通知 1 - 6 でございますけれども、こちらは行政文書の廃棄に関する手続等が書かれた課長通知となっております。

2 ページ目を御覧いただければと思いますけれども、6 ポツのところ特定秘密である情報を記録する行政文書ファイル等の廃棄・協議等の手続について規定されているところでございます。

(2) のところでございますけれども、特定秘密である情報を記録する行政文書ファイル等を廃棄しようとするときには独立公文書管理監による廃棄の検証・監察が行われ、廃棄が妥当と認められること、そして、廃棄に当たって公文書管理法に基づき内閣総理大臣の同意を得なければならないとされているところでございます。これに関しましては重要経済安保情報保護活用法においても同じ建て付けであると伺っておりまして、パラレルの規定を入れているところでございます。

4 ページでございますけれども、1 - 9 に関しては秘密文書等の管理に関して規定しているものでございまして、各文書の大枠・位置づけを示したものとなっております。こちらは先に説明しましたガイドラインの第 10 と重なる部分でございますので、ほぼ同じ内容となっております。

それから、6 ページ目でございますけれども、2 - 3 の課長通知としまして、共有フォルダにおける行政文書の電子的管理に関するマニュアルがございまして。

8 ページ目でございますけれども、第 3 として秘密文書等の取扱い等についてという項目がございまして。具体的に一つ御紹介いたしますと、9 ページ目の一番上の箇所でございますけれども、今の規定としまして特定秘密である情報が記録された行政文書について、保護規程等に基づきスタンドアロンの電子計算機、またはインターネットに接続していない電子計算機に保存する必要があるということ、それから、共有フォルダで保存する場合にアクセス制限を設定する必要があるとされておりまして、重要経済安保情報が記録された行政文書についても同じ扱いと聞いておりますので、併記する形にしているところでございます。

そのほかに、全体を通じまして修辭上の修正等が幾つかございますけれども、重要経済安保情報保護活用法関連の整理が主な内容となっておりますのでございます。

議題 2 までの説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

○小幡委員長 ありがとうございます。

それでは、議題1を併せまして、議題1及び議題2について質疑応答・意見交換に入ってまいります。委員の皆様、いかがでしょうか。

それでは、木村委員、お願いします。

○木村委員 木村でございます。御説明ありがとうございました。

前段の御説明、非常に明快な御説明でしたけれども、我々のミッションとしては、基本的には重要経済安保法と公文書管理法の接点についてオーソライズすることだと思いますので、その点についてほんの一言だけ、形式的なことを述べさせていただきます。

とりわけ議題の2に関する事で、先ほど御説明あったように、重要経済安保法は、もともと手続的に見ると特定秘密保護法とパラレルな法律の体裁をとっていますので、ガイドライン上も特定秘密とパラレルに廃棄等について規定するのは自然なことだと思いますし、重要経済安保法に関する留意事項については別途の運用基準で書かれる予定だということになっていると思いますので、このような方向性でよろしいのだと思います。

ただ、ガイドラインの書き方として、ここまでパラレルであれば、ひとつひとつ書かないでも、準用などの形式で、特定秘密と同様に扱うという書きぶりにもあり得るのだろうとは思いますが、ガイドラインですから、重複をいとわずに丁寧に書いていただくというのは結構だと思いますし、最近の法改正の形式としても、こういう重複をいとわない書き方が増えていると思いますので、これでよろしいと思います。

それから、官報法との関係でも、まさに官報法の趣旨からすれば、官報の写しという言葉置き換えるというのは自然な変更だと思いますので、この点もよろしいと思います。

あくまで意見ですので御回答は結構です。以上です。

○小幡委員長 ありがとうございます。

それでは、上原委員、お願いします。何かあれば事務局からもお願いします。

○上原委員 先ほど木村委員からもございましたけれども、御説明は、趣旨としては理解しているつもりです。重要経済安保情報に関しては、特定機密とは指定のプロセスが少し違うし、基準も違うということで、入り口のところが少し違う。その後、ガイドラインに沿って管理されるという運用の部分ではほぼ同じというような格好になるのだろうと理解をしました。

その上で、もちろんこれは公文書管理委員会、もしくは公文書管理委員としての私の権限や職能からすると、少し広がったところになるかと思うのですが、一応、公文書の管理というものは国民の知る権利を担保するためのものであるという立場からすると、運用に関しては、公文書管理委員としてもぜひ慎重にお願いをしたいということを改めて申し上げておきたいと思います。

ともすれば、結局は、特定機密の定義をそのまま、もちろん違うルールを持ってはくるのですが、広げていく方向になり、要するに、情報公開に供されるものからすると少し後退したような、国民の知る権利との関係、あるいは公文書というものが国民の共有財産であるというところからすると、きちんとした運用がなされず、外野が広がっていっ

てしまうと、せっかくここまで進んできた透明性の確保に対して、少し後ろ向きの印象を与えてしまうと思っております。そうならないような運用と説明をお願いしたいと思えます。

以上です。こちらは御要望です。ありがとうございます。

○小幡委員長 ありがとうございます。

今のお話はおそらく我々皆共有していると思うのですが、内閣府の政策統括官（経済安全保障担当）から一言お願いしたほうがよろしいでしょうか。

○高井参事官 ありがとうございます。

国民の知る権利との関係で慎重な運用が必要ということについては当然であると考えております。先ほども御説明しましたけれども、この運用基準の基本的な考え方のところにそこを明記しておきまして、少し読み上げさせていただきます。法が定める各規定を拡張して解釈してはならず、厳格にこれを適用すること。特に法第3条第1項及び第4条、これは情報の指定の部分でございます。指定についてはこの点により一層留意し、本運用基準の規定に従って、必要最小限の情報を必要最低限の期間に限って重要経済安保情報として指定することを基本的な考え方の筆頭として挙げておるというところでございます。

また、実務的にも、これも先ほど御説明したとおりでございますけれども、まず、一義的には当然行政機関内部できちんとするというところでありますが、さらに加えて内閣府独立公文書管理監におきまして指定が適正に行われているのかどうかということについて検証・監察をしていただくということでもありますし、また、施行状況については年1回国会に御報告をするという機会がございます。こういうところもございますので、御指摘のように、国民の知る権利との関係で慎重な制度の運用をしていくということをやっていきたいと考えております。よろしくお願ひいたします。

○小幡委員長 ありがとうございます。

特定秘密についてはだいぶ年月を経ましたが、今度新たに重要経済安保情報という新しいファクターが入ってまいりますので、ぜひその指定については慎重にさせていただければと思っております。

公文書の関係で事務局は何かございますか。

○坂本課長 公文書管理課でございますが、御説明にありましたように、重要経済安保情報についても当然一般の行政文書と同じように公文書管理法の規律が係ってまいりますので、その部分については公文書管理法令とガイドライン、各省庁の文書管理規則等に従ってしっかり管理をされると考えているところでございます。

○小幡委員長 ありがとうございます。

ほかの委員の皆様、いかがでしょうか。法律の施行に併せてガイドラインの改正、そして、公文書管理課長通知の改正案ということで提示いただきましたが、これで進めてよろしいでしょうか。

ありがとうございます。改正案についてはまさに御指摘もございましたように、特定秘

密についての今までのものがそのまま並列的にガイドラインになっているということでございまして、官報も紙ではなくなるということで、形式的に「写し」を取るという改正でございまして。

それでは、議題1、議題2において提示いただいた改正案で進めていただくということでいきたいと思っております。そうなりますと、ガイドラインについては、これからパブリックコメントにかけて、その後、次回の委員会でそのパブリックコメントの結果等を御報告いただくこととなります。そのような手続で進めてよろしいでしょうか。

ありがとうございます。それでは、議題1、議題2についての質疑応答・意見交換を終えたいと思っております。

続きまして、議題3でございまして。「歴史的緊急事態に関する行政文書ファイルに関する調査」についてです。内閣府から御報告をお願いいたします。

○小池企画官 令和2年の3月10日に、今般の新型コロナウイルス感染症に係る事態につきましては、行政文書の管理に関するガイドラインに規定する「歴史的緊急事態」に該当する旨、閣議了解等がなされたところでございまして。

昨年4月の委員会におきまして、令和元年度から4年度までに作成・取得された歴史的緊急事態に関する行政文書ファイル数、それから、その内数になりますけれども、令和4年度に作成・取得した行政文書ファイル数を御報告したところでございまして。今回の調査におきまして、対象範囲を1年広げまして、令和5年度までのファイル数がどうかということ、それから、内数になりますけれども、令和5年度に作成・取得したファイル数を調査したものでございまして。

下のほうに総数がございまして、ファイル数の総数としましては、令和元年度から5年度までとして89,881ファイルとなっております。令和元年度から4年度までが64,461ファイルとなっております。今回の調査ですと本省分が7,117ファイルで全体の7.9%となっております。それから、特別の機関の数字が多くなっているという傾向がございまして、こちらは前回調査と同じような傾向になっているところでございまして。

少しお話ししたい内容としまして、単年度で見たときにどうかという内容でございまして。令和4年度に作成・取得したファイル数が18,085になっておりまして、一番右側が今回取った数字でございまして、令和5年度に作成・取得したファイル数が12,591ということで減っているといった状況があったところでございまして。

各省庁の数字も見てみましても、ほぼ全ての省庁でファイル数は減っている状況でございまして、聞き取ったところでは令和5年5月8日の5類感染症への移行等もありまして、ファイル数は減っているのではないかと推察をしているところでございまして。

他方、一部の省庁で大幅に増加しているところもありますので、そういった省庁はもともとの数字が少ないといった事情もございまして。聞き取ってみますと、5類感染症相当への移行を受けまして、当初のコロナへの対応について組織全体として見直す必要が生じたので、それに伴って作成・取得したファイル数も増えたといった事情があるようで

ございます。

いくつかの省庁で聞き取ってみますと、5類感染症への移行で減少し、今後も減るのではないかといった回答を得ているところでございます。

事務局からのこちらの調査に関する説明は以上でございます。

○小幡委員長 ありがとうございます。

それでは、議題3についての質疑応答・意見交換に入ってまいりたいと思います。

委員の皆様、いかがでしょうか。

木村委員、お願いいたします。

○木村委員 何もない一言だけ述べさせていただきますけれども、昨年同様に、このような集計をしていただくというのは非常に意味のあることだと思うのですが、そろそろ終期について考えていただいてもよいのかなという印象を持ちました。

新型コロナウイルス感染症が既に1年以上前に、5類感染症に移行したのですから、今年度を最後にしてもよいぐらいだとは思いますが、今現在、これを前提とした作業が各省庁で続いているとするならば、来年度いっぱい、あと1回追加でやっていただくというのは結構だと思います。まさに歴史的緊急事態でありますので、緊急事態としての集計の終期もあってよいと思いますので、そろそろ方向転換してもよろしいのではないかという感想を持ちました。

むしろ重要なのは、こういった新型コロナウイルス感染症関係の歴史的緊急事態の文書は、今後も数は減っても蓄積されるでしょうから、そういう文書についてきちんとファイル名を表記していただいて、それらについては適切に公文書館に移管するという作業を徹底していただくことが重要なのであって、集計についてはこの辺りかなという印象を持った次第です。

以上です。

○小幡委員長 ありがとうございます。

伊藤委員、お願いします。

○伊藤委員 今の木村委員の御意見と全く同じでありまして、歴史的緊急事態ということで今回こういった調査を行っているわけですが、5類感染症移行以降は文書の数も相当減ってくると思いますし、調査にかかる負担感というのもございますので、一旦ここで一区切りをしたほうがよいのではないかと思います。そもそも歴史的緊急事態の指定自体も内閣で判断されるということだと思うのですが、その部分についての調査という観点からは、ここで一区切りというのが一つの考え方かなと思っております。

以上です。

○小幡委員長 続けて森本委員、お願いできますか。

○森本委員 私も大体同じ流れです。ファイル数を調査するに当たって調査方法が欄外に書いてあるのですけれども、場合によって、これは省庁によっては必ずしも新型コロナウイルス感染症とは限らない別の歴史的緊急事態関係の文書と一緒に入る可能性があるとい

うことだと思うのです。そうすると、最初に木村委員がおっしゃったように、ますますこの統計の意味すなわち数字として細かく把握することに、特に今後どれほど、意義があるのかなと思います。ですので、ここまでこれだけ調査をしてフォローしてきたということで、既に各省庁で十分、特に目をかけて文書管理しなくてはいけないということが周知されたのであれば、数字の増減に一喜一憂するというのではなくて、こういった特に歴史的な重要な事項が起こったときには、文書を見落とすことのないように皆さん十分管理してくださいという注意喚起でいいのかなと感じました。

以上です。

○小幡委員長 ありがとうございます。

ほかの委員はよろしいでしょうか。

新型コロナウイルス感染症という非常に大きな事態があつて、それがいつまで歴史的緊急事態に関する行政文書ファイルになるのかという問題意識を皆さんがお持ちだということだと思います。

とりあえずここまでで、事務局はいかがですか。

○小池企画官 ありがとうございます。

先生方の御指摘を踏まえまして、少し取扱いについて検討してまいりたいと思います。

1点、ファイル名の関係ですけれども、この調査を行うとき、また、それ以前の課長通知等におきましても、歴史的緊急事態の対応に関するファイルであることを容易に判別できるように、ファイル名に新型コロナウイルス感染症対策等の文言を含めることは周知しているところをございまして、容易に判別できるようにまさにその文言を含めるということ周知しているところをございます。ただ、全般的な取扱いということについては本日いろいろ御意見をいただきましたので、少し検討させていただきたいと思います。

○小幡委員長 5類感染症になったということもありますが、ただ、そのように一度かなり重大な事態をもたらしたものが、最終的にどのように終えんを迎えるのかなどというのは、今後もある程度はフォローする意義はあると思うので、いつまでと考えるかということについて、事務局でも御検討いただくということで、ほかの委員の先生方、よろしいでしょうか。それでは、この点については、終期も含めまして、事務局で御検討をいただくということでよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、議題3についても質疑応答・意見交換を終えて、引き続き議題4の「各国立公文書館等の利用等規則の一部改正」に入りたいと思います。こちらは諮問でございます。内閣府から説明をお願いいたします。

○小池企画官 議題4でございますけれども、昨年9月の委員会から特定歴史公文書等に関するガイドラインの改正について御議論いただきまして、前回11月19日の委員会で改正案について御了承いただいたところです。それを受けまして、昨年12月3日に特定歴史公文書等に関するガイドラインは改正を行っております。今回はそれらの内容を、全部で16ございますけれども、各国立公文書館の利用等規則に反映いただきましたので、そちらの

案について諮問を行うものになっております。

案については資料4-2につけておりますけれども、少しかいつまんで御説明します。各館にほぼ共通して含まれている内容としましては、利用の促進に関する部分ですけれども、館は特定歴史公文書等のインターネット利用による公開等による利用の促進に努めなければならないとされていたところ、官報法を念頭に、法令の規定により利用に供する際の条件等が定められている場合はこの限りではないとの文言を特歴ガイドライン上に追記したものでございます。これらにつきまして利用等規則に反映されているところがございます。

また、改正内容の一つとして外交史料館から国立公文書館への管理換えに関するものがございました。今回、関係する機関であります外交史料館と国立公文書館のみ管理換えに関する手続等の規定が盛り込まれているところがございます。管理換えの対象としましては、あくまでも施行令に基づく外務大臣と内閣総理大臣との協議により、国立公文書館に移管することを相当と認める行政文書ファイル等というのが根っこにありまして、そのファイルに相当するものが外交史料館に既に移管されている場合を想定しておりまして、戦前戦後時代の外地整理関係のファイルが想定されていると承知をしているところがございます。

今申し上げました2点を基本としまして、館によっては特歴ガイドラインの留意事項に含まれている箇所も利用等規則に落とし込まれているところもございます。

例えば利用請求者において利用を希望する具体的な範囲が特定できる場合、その部分を対象として利用決定を行うことができるといった手続面の規定ですとか、あと、寄贈・寄託文書の中に行政機関等が作成したと思われる文書が含まれる場合、必要に応じて関係する行政機関等に対し意見を求めるものとするという規定、それから、研修を行うことができる対象として法人等又は個人も含めることができるといった留意事項の部分を利用等規則に反映いただいているところもございますけれども、全般的な内容としては以上でございます。規則案自体は本年4月1日の施行を予定しております。

こちらからの説明は以上です。よろしく申し上げます。

○小幡委員長 ありがとうございます。

それでは、議題4について、今の御説明について質疑応答・意見交換に入ってまいりたいと思います。

川島委員、お願いいたします。

○川島委員 これは質問というよりコメントです。外務省の外交史料館にある文書を国立公文書館に移管可能としたことですが、今回は外地関係資料に限定された改正であると承知しております。これは、外交史料館の外地に関する文書についての特例だと承知していますが、まず、その確認をしたいと思います。

どうしてそういう確認をするかということ、外交史料館と国立公文書館の新館との関係性、外交史料館の存続について色々議論があったからです。今回のことは特定の文書に限定し

たことで、今後あらゆる文書に適用される規則ではないということについて確認をしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○小幡委員長 事務局、お願いします。

○小池企画官 無制限に管理換えを許容するものではありませんで、あくまでもその根っこにありますのは、施行令の中に基づく外務大臣と内閣総理大臣の協議があって、そのファイルに相当するものが外交史料館に既に移管されている場合と想定しておりますので、川島委員の御指摘のとおりでございます。

○川島委員 ありがとうございます。

○小幡委員長 今の点はそれをしっかり確認いただいたということでよろしいでしょうか。

ほかにはいかがでしょうか。かなりたくさん館がございますので、それぞれの改正になっておりますが、特段よろしいですか。

それでは、特段の異議がないということですので、これらの規則の改正案については、諮問をいただいておりますので、委員会として御了承いただいたものとして答申をしたいと思っております。ありがとうございます。それでは、答申を進めてください。

それでは、最後に国立公文書館よりお知らせがございますので、鎌田館長からお願いいたします。

○鎌田館長 発言の機会を与えていただきましてありがとうございます。

ただいま当館の利用等規則の改正も御承認いただきましたことに御礼を申し上げます。この利用等規則改正はガイドラインの改正を受けたものでございますけれども、そのポイントの一つが利用請求に係るものであります。

当館の受け入れる文書は徐々に拡大してまいりました。その一方で、前回の公文書管理委員会でも御指摘がありましたけれども、利用請求された資料をできる限り早期に利用者に利用していただくということが、当館でも重要な課題であると認識しているところでございます。今回の改正によりまして利用審査期間が短縮されるものと見込まれますが、利用者の利便性のさらなる向上に努めてまいりたいと考えております。

併せて、今回の改正で研修の対象範囲も拡大していただきました。公文書等の管理に関する専門人材を育成していくことで公文書管理の適正確保に貢献でき、ひいてはそれが利用を提供する文書の質、量、あるいはその内容の豊かさということで、公文書の国民の理解促進につながるものと考えておりますので、引き続き研修事業も拡充させていきたいと考えております。

最後になりますが、令和6年度第3回の企画展として、お手元にチラシを配らせていただいておりますけれども、1月18日から2月24日まで「「普選」と「婦選」－選挙権の拡大とその歴史－」を開催しております。令和7年は普通選挙法が公布されてから100年、女性参政権が認められてから80年、これに合わせた展示となっております。なお、選挙年齢の引き下げからもちょうど10年ということになりますけれども、こちらはまだ公文書館のほうに資料が届いておりませんので、前2者を中心とした展示となっておりますが、ぜひ

お暇な折に御来館いただいていたいただければと思います。よろしくお願ひいたします。

○小幡委員長 ありがとうございます。とても貴重な展示がなされていると思います。

それでは、本日の議題は以上となります。

全体を通じまして委員の皆様から何か御意見があれば承りますが、よろしいでしょうか。

それでは、委員、お願いします。

○川島委員 本日の議題には関係ない話ですが、私自身の有している問題意識を1つ申し上げたく思います。

これは課長にも申し上げたのです。内閣の閣議決定について、どのような閣議があって、その内容がどうなっているのか、どこにも全リストがないのです。「閣議にかかった案件のリスト」ですとか、「主な閣議決定の記録（関連省庁とのリンク）」というのがあります。ただ、そもそも「主な」というのは誰かがその「主な」ものを決定しているようで、少なくとも私が見たかったいくつかの閣議決定の決定内容は見つかりませんでした。国会図書館サーチのリサーチ・ナビ「日本-閣議決定等の調べ方」を見ても、「比較的近年の閣議決定等は、内閣府又は各省庁でデータベースとして利用できるとされていますが、一般には公開されていません」と記されています（注）。

昨今、閣議決定が極めて重要性を増しています。どうして閣議決定の決定内容の前提を国民が知ることが難しく設定させているのでしょうか。閣議決定の全面的なリストと内容を公開するということは無理なのでしょうか。今お答えいただかなくても、非常に気になっているのであえて問題提起だけしたいと思います。

以上でございます。

○小幡委員長 今、川島委員から問題提起がございましたが、事務局、即答は難しいと思いますが、何かございますか。

○坂本課長 現状のみ御説明させていただきたいと思います。閣議案件について、主な閣議案件等の一覧は官邸のホームページで見られるようになっていっていると思いますが、川島委員がおっしゃっているのは、閣議に係る全ての案件のリストということでしょうか。

○川島委員 いわゆる閣議決定と言われているものの全リスト、内容を公開は無理なのですか。

○坂本課長 閣議の案件表が日ごとに全て掲載されていますので、そこまでたどっていただければ全て御覧いただくことは可能です。

○川島委員 そこにPDF等についてはついていましたか。

○坂本課長 一覧だったとは思いますがけれども。

○川島委員 案件の閣議決定内容、審議内容、決定内容まで公開されていますか。

○坂本課長 内容ではなく、決定等のされた案件のタイトルの一覧です。

○川島委員 タイトルだけですね。主な閣議決定一覧には掲載されていない閣議決定リストとその内容です。

○坂本課長 閣議案件にはかなり多様な案件がありますので、全て並べて解説・内容を付

したものというのは、整備されていないのではと考えております。

○川島委員 分かりました。閣議決定の内容が事実上の政府の方針決定事項として非常に多くの領域で力を持つようになってきていることに鑑みまして、もちろん事情はあるのでしようけれども、あえてこういう質問をいたしました。公開されていくことを望みます。

以上でございます。

○坂本課長 ありがとうございます。委員の問題意識はよく理解いたしました。

○小幡委員長 本日は時間的にスムーズに進行して時間の余裕もありましたので、重要な指摘をいただきました。確かに大事なことかと思いますので、もう少し事務局で調べていただければと思います。

それでは、ほかにはよろしいでしょうか。

本日の第110回「公文書管理委員会」はこれで終了とさせていただきます。

新年でお忙しいところ、皆様どうもありがとうございました。

(注) [https://ndlsearch.ndl.go.jp/rnavi/politics/post\\_506](https://ndlsearch.ndl.go.jp/rnavi/politics/post_506)

以上